墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成２５年３月２８日

墨田区長　　山　　﨑　　昇

墨田区条例第２７号

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例

墨田区障害者生活介護施設の管理運営等に関する条例（平成元年墨田区条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第３項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第９条第２号中「の利用」を「を利用すること」に改める。

付　則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。